

## グローバル・アライアンス『持続可能な平和と繁栄をすべての人に』 倫理規範

会員が遵守すべき項目を以下に定める。

### (公正と信頼の確保)

会員は、活動の実施にあたって、公正を維持し、社会的な信頼を損なわないように努める。

### (法令遵守)

会員は、活動する国・地域において、当該国・地方自治体が定める法令・条例を遵守するとともに、誠実に行動する。

### (個人情報の保護)

会員は、GASPPAの目的及び活動のために知り得た個人情報の保護に万全を期す。

### (プライバシーの保護・人権の尊重)

会員は、社会的な影響を配慮し、関係する人々のプライバシーの保護と人権の尊重に努める。

### (差別の禁止)

会員は、お互いの文化の多様性に配慮し、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・国籍・宗教および民族的な背景・経歴・障がいの有無・家族状況などを理由として、個人および団体に差別的な取り扱いを行わない。

### (ハラスメントの禁止)

会員は、いかなるハラスメント、性的搾取、虐待になり得る一切の言動を行わない。

### (著作権侵害の禁止)

会員は、他者の著作物のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害しない。

### (苦情の処理手続き)

個人であれば、誰でもGASPPAに対して、電子メールにて、書面の形式で苦情を申し立てることができる。苦情はすべて運営委員会にて受理・精査される。その後運営委員会は、当該事象について包括的に調査を行い、十分な注意の元、対応の決定を行う。その結果については、記録のため、年1回実施される総会にて報告される。